

乳がん検診（マンモグラフィ）実施要領（個別検診方式）

（目的）

第1 この要領は、健康増進法（平成14年法律第103号）の本旨に基づき、乳がんの早期発見・早期治療を促進し、女性の健康の保持と増進を図るため、千葉市（以下「甲」という。）が、一般社団法人千葉市医師会（以下「乙」という。）との契約に基づき実施する乳房エックス線撮影検査（マンモグラフィ検査）（以下「マンモグラフィ」という。）業務について必要な事項を定めるものとする。

（対象者）

第2 この検診を受けることのできる者は、市内に居住地を有する40歳以上の女性とする。

2 検診回数は、同一人につき2年に1回とする。

（実施期間）

第3 この検診の実施期間は、当該年度の4月1日から2月末までとする。

（検診取扱い医療機関）

第4 この検診は、乙の会員である医師（以下「丙」という。）が行うものとする。

2 この検診に従事する丙は、千葉県成人病検診管理指導協議会乳がん部会又は乙主催の乳がん検診に関しての研修を受け、乳房の検診に習熟した医師とする。また、乳房撮影を行う者は、日本乳がん検診精度管理中央機構（旧マンモグラフィ検診精度管理中央委員（以下「精度管理中央機構」という。）が開催する乳房エックス線検査に関する講習会を修了し、その評価試験でAまたはBの評価を受けた撮影技師、医師とする（CまたはD評価、講習会未受講の場合は至急改善することが望ましい。）。

3 乙は、検診に従事した丙について、毎年度終了後1か月以内に当該年度について、別紙様式1により甲へ報告するものとする。

（受診券及び検診票の配布）

第5 甲は、この検診の受診希望者を「ちば市政だより」等で募集し、希望者には「がん検診等受診券シール」（以下「受診券」という。）を送付する。この時、次の項目を記載した資料も同封し、受診者に説明を行うものとする。

- (1) 「要精密検査」となった場合には、必ず精密検査を受ける必要があること
- (2) 精密検査は、マンモグラフィの追加撮影や超音波検査、穿刺吸引細胞診や針生検等により行うこと、及びこれらの検査の概要など
- (3) 精密検査結果は甲へ報告されること、また他の医療機関に精密検査を依頼した場合は丙がその結果を共有すること
- (4) 検診の有効性（マンモグラフィ検査には、乳がんの死亡率減少効果があること）に加えて、がん検診で必ずがんを見つけられるわけではないこと（偽陰性）、がんがなくてもがん検診の結果が「要精密検査」となる場合もあること（偽陽性）などのがん検診の不利益

(5) 検診間隔は2年に1回であり、受診の継続が重要であること、ブレスト・アウェアネス（乳房を意識する生活習慣）の重要性、症状がある場合は速やかに医療機関を受診することの重要性

(6) 乳がんがわが国の女性におけるがん死亡の上位に位置すること

2 甲は、丙に対し、「乳がん検診票（マンモグラフィ）」（以下「検診票」という。）と「千葉市乳がん精密検査依頼書」（以下「精密検査依頼書」という。）を送付する。

（検診方法）

第6 受診者は、受診券を甲から受け取り、丙の定める日時に持参し検査を受けるものとする。

2 検査項目は、次のとおりとする。

(1) 問診（現症、月経及び妊娠等に関する事項、既往歴、家族歴、検診歴、マンモグラフィの実施可否に係る事項等）

(2) 理学的検査（必要時）

(3) マンモグラフィ

ア 丙は、乳房エックス線装置の種類を甲（乙）に報告すること。また、使用する装置は、日本医学放射線学会の定める仕様基準を満たしていることが望ましい。

イ マンモグラフィに係る必要な機器及び設備を整備するとともに、機器の日常点検等の管理体制を整備する。

ウ 両側乳房について、内外斜位方向（MLO）撮影を行う。

エ 40歳以上50歳未満の対象者については、アにおける内外斜位方向撮影とともに、頭尾方向撮影も併せて行う。

オ 乳房エックス線撮影における線量及び写真またはモニタの画像について、日本乳がん検診精度管理中央機構の行う施設画像評価を受け、AまたはBの評価を受けていることが望ましい。

カ 読影は、適切な読影環境の下において、二重読影を行う。読影する医師のうち少なくとも一人は、乳房エックス線写真撮影に関する適切な講習会（日本乳がん検診精度管理中央機構等の行う研修会）を修了し、その評価試験でAまたはB評価を受けていること

キ 二重読影の所見に応じて、過去に撮影した乳房エックス線写真と比較読影を行う。

ク 読影結果の判定は、乳房の左右ごとに行う。

3 受診者への結果通知・説明は、原則として検診受診後4週間以内に、丙が行うものとする。

（総合判定）

第7 検診の結果については、問診、理学的検査及びマンモグラフィの結果を総合的に判断し検診票の判定欄に記載する。

2 総合判定は、一次検診医療機関が責任を持って行う。

(検診結果の管理)

第8 丙は、乳房エックス線画像及び結果が記入された検診票を少なくとも5年間は保存するものとする。

(要精検者の指導)

第9 丙は、検診の結果、精密検査を必要とする者に対し、「精密検査依頼書」を交付後、精密検査の方法を説明するとともに、精密検査協力医療機関において精密検査を受診するよう指導するものとし、治療が必要な者に対しては、速やかに医療機関で受診するよう指導するものとする。

(検診費用)

第10 丙は、検診費用として受診者からそれぞれ次の内容を徴収する。

(1) マンモグラフィ2方向撮影(40歳代) 1,500円

(2) マンモグラフィ1方向撮影(50歳以上) 1,200円

2 前項の規定にかかわらず、検診費用の免除の取扱いについては、別に定める「がん検診等費用免除実施要領」に基づき行うものとする。

(結果報告及び委託料の支払い)

第11 この検診の結果報告及び委託料の支払いについては、契約書に基づき行うものとする。

(システムとしての精度管理)

第12 丙は、精密検査方法、精密検査結果及び最終病理結果・病期について、甲や乙から求められた項目の積極的な把握に努める。

2 丙は、撮影や読影力向上のための検討会や委員会を設置する。もしくは甲や乙等が設置した検討会や委員会等に積極的に参加する。

3 甲は乙に、適切な方法および精度管理の下で検診が円滑に実施できるよう、精度管理に関する委員会の開催と運営等を委託し、甲と乙は協力し、検診体制の見直しやプロセス指標に基づく事業評価を行い、精度管理に努める。

4 丙は、事故が発生した場合、速やかに乙(成人保健担当理事)に報告する。乙は、緊密な連携の下、適切な措置を講ずるため、甲に速やかに連絡することとする。

(事業評価)

第13 丙は、チェックリストやプロセス指標などに基づく自院の事業評価を行うこととする。

2 甲は、丙が事業評価を行うためのプロセス指標値を提供する。

3 丙は、がん検診の結果及びそれに関わる情報について、甲や乙から求められた項目を全て報告できるよう努める。

(広報)

第14 甲は、乙、その他の保健医療関係団体の協力を得て市政だより、パンフレット等を活用し、乳がん検診の意義、対象となるものの範囲、内容、実施時期、実施方法、その他

の必要な事項について市民に周知する。

(規定外事項)

第15 この要領に定めるもののほか、乳がん検診（マンモグラフィ）の実施に関し、必要な事項については、その都度、甲及び乙が協議して定めるものとする。

附 則

この要領は、平成14年7月1日より施行する。

附 則

この要領は、平成15年4月1日より施行する。

附 則

この要領は、平成17年4月1日より施行する。

附 則

この要領は、平成20年4月1日より施行する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日より施行する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日より施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日より施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日より施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日より施行する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日より施行する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日より施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日より施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日より施行する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日より施行する。

附 則

この要領は、令和6年4月1日より施行する。